

しょうがい福祉から介護保険サービスへの移行について

令和3年2月作成（令和4年5月一部修正）
長浜市役所しょうがい福祉課・長寿推進課

時期			内容	担当				
	0	移行対象者情報共有	年度末までに、来年度移行対象者の月毎の人数を、長寿推進課に提出。（開始時期未定）	相談支援専門員	しょうがい福祉課			
			長寿推進課は、地域包括支援センターと情報共有。			長寿推進課	地域包括支援センター	
	1	移行について検討	移行連携シート*他資料作成	相談支援専門員				
			移行の時期の検討（介護保険申請後手続きは2か月は必要）					
	2	移行についてケース協議	移行連携シート	相談支援専門員	しょうがい福祉課			
	3	移行連携について相談	相談（移行連携シートの利用）		しょうがい福祉課	長寿推進課		
			移行連携会議開催調整					
	4	移行連携について会議	移行連携シートをもとに協議	相談支援専門員	しょうがい福祉課 （司会・書記）	長寿推進課	地域包括支援センター	
			しょうがい福祉サービスの継続について					
			本人や家族への介護保険への移行説明ポイントと説明資料の確認					
			利用料シミュレーションシート**で、費用概算の算出					
			高齢のしょうがいのある方の利用者負担軽減制度の確認					
			介護支援専門員への依頼について相談					
	5	本人と家族への説明	移行の必要性・移行のメリット、課題	相談支援専門員	←支援（しょうがい福祉課）		支援（地域包括支援センター）	
			移行連携会議の結果をもとに介護保険と費用のめやすの説明					
	6	移行について、 本人と家族の合意を得る	合意が得られるよう、説明をする。	相談支援専門員	←支援（しょうがい福祉課）			
	7	利用中のサービス事業所への説明	継続利用となるのか、変更が必要か確認し、事前に説明	相談支援専門員	←支援（しょうがい福祉課）			
	8	介護保険の申請	しょうがい福祉部門で申請し、地域包括支援センターが支援する。	相談支援専門員	←		支援（地域包括支援センター）	
			必要時、申請前に介護保険の説明を、相談支援専門員・本人・家族に地域包括支援センターがする。					
	9	認定調査同席	本人と家族への事前の説明と同席	相談支援専門員				
			地域包括支援センターは情報収集				地域包括支援センター	
	10	介護支援専門員依頼	地域包括支援センターが、しょうがい福祉部門と一緒に依頼する。	相談支援専門員			地域包括支援センター	
	11	移行会議開催調整	関係機関との開催調整と資料等の準備	相談支援専門員	←支援（しょうがい福祉課）			
	12	移行会議	資料： 計画相談資料、介護保険移行について必要な情報 （しょうがい特性や疾患の詳しい資料 生活歴、目標、自立についての考え等）	相談支援専門員	しょうがい福祉課 （司会・書記）	長寿推進課	地域包括支援センター	介護支援専門員
			介護保険移行の理由、目的、めざす姿等の確認					
			今後の連携についての取り決めをする					
	13	引継ぎ、同行訪問	確実に移行できるように、引継ぎと同行訪問を必要な回数実施する。	相談支援専門員 から一般相談	←支援（しょうがい福祉課）		支援（地域包括支援センター）→	介護支援専門員
			しょうがい福祉サービス併用時必要時：しょうがい福祉サービス利用継続の申請					
	14	ケアプランの作成	ケアプランに入れるしょうがい福祉サービスについての共有、役割の確認	支援（一般相談）				介護支援専門員
			しょうがい福祉サービス併用時：しょうがい福祉課へケアプランの提出					

- ★ ポイント

★ 移行後の相談

★ 移行後の相談

○しょうがい福祉課への資料提供依頼

★ 介護保険サービスだけでは移行前の支給量が維持できない場合

① 上乘せ要件

② 継続可能なサービス

★ 高齢のしょうがいのある方の利用者負担軽減制度について

★ 介護保険移行後のしょうがい福祉制度での福祉用具の支給について

○長寿推進課が準備する資料

介護保険サービスの利用のしかた・介護保険・介護予防 こんなサービスが利用できます・長浜市「介護予防・日常生活支援総合事業」のご案内

介護保険の例外給付について・福祉用具について

○今後について

認定期間

介護支援専門員依頼
- 連携、アセスメント、丁寧な準備と説明

しょうがい福祉サービスについての変更の相談は、しょうがい福祉課へ

ケースについての相談は、相談支援事業所へ

いずれ合わせられるように調整していく。

いずれ相談支援専門員から依頼するように取り組む。